

特別区職員互助組合

概	要
---	---

機	構
---	---

財	政
---	---

事	業
---	---

特別区職員互助組合

概 要

特別区職員互助組合（以下「本互助組合」という。）は、特別区及び特別区の一部事務組合職員の相互共済及び福利増進を図ることを目的として、「特別区職員共済組合に関する条例」（昭和27年特別区人事事務組合条例第3号）に基づき、昭和27年7月1日に「特別区職員共済組合」として発足した。その後、昭和37年12月1日、地方公務員等共済組合法の成立により、新共済組合（現在の東京都職員共済組合）が設立されたことに伴い、名称を「特別区職員互助組合」に変更した。

昭和50年4月1日には、特別区制度改革により保健所等の事務移管と合わせて、従来の東京都配属職員制度が廃止されたことにより、所属組合員71,000人を有する組合となった。

また、平成7年4月1日には、退職者のための準組合員制度が発足した。

その後、平成12年4月1日に都区制度改革による事務移管に伴い、清掃従事職員の一部と特別区立幼稚園に勤務する教育職員が、平成14年4月1日に地方公務員法の改正に伴い再任用職員が、平成18年4月1日に都派遣職員の身分切替えに伴い清掃従事職員が新たに本互助組合に加入した。

この間、本互助組合は、社会状況や組合員ニーズの変化に適切に対応するため、適宜、事業の見直しを行い、組合員の福利厚生の実現に努めてきた。

一方、本互助組合を取り巻く社会状況が大きく変化する中で、平成17年11月の特別区長会総会で、「特別区職員の福利厚生事業に関する地方公務員法に基づく自治体の使用者責任は、各区が果たすこととし、本互助組合は、現行事業を抜本的に見直し、その特性に立脚した効果的・効率的な事業に限定して実施する。」とし、「本互助組合への公費負担の廃止」、「本互助組合が保有する財産の各区への返還」などを内容とする見直し方針が決定された。この方針に基づき労使交渉が行われ、平成18年7月に労使合意を得た。

本互助組合は、この労使合意を踏まえ、組合費を給料月額1,000分の2.2から1,000分の1.7に引き下げるとともに、各区が行う事業との役割分担を整理し、事業を抜本的に見直し、平成19年度以降、次の方針を基本に事業を実施している。

- 1 スケールメリットを最大限に生かした事業運営
- 2 組合員のライフプランと自己啓発への支援
- 3 簡素で公平、効率的な事業運営

また、互助組合を取り巻く財政状況が厳しくなる中、平成26年度に「図書カードの減額」「職員手帳の廃止」を決定した。準組合員向けサービスについても、平成27年7月から平成29年2月にかけて理事会での検討を重ねた結果、平成28年度第2回評議員会において、平成31年4月1日から一部の事業について準組合員が利用できる期間を10年間に限定することが決定された。

組合員数

（単位：人）

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
組 合 員 数	66,915	66,634	66,511	67,338	67,585
指 数	(100)	(99.6)	(99.4)	(100.6)	(101.0)

注 組合員数は各年度4月1日時点

機 構

1 概 説

本互助組合は、特別区人事・厚生事務組合管理者（以下「特人厚管理者」という。）の統理のもとに、議決機関として評議員会を、執行機関として理事会を、監査機関として監事を設け、事務事業の運営に当たっている。

また、個人情報の処理状況について監査する個人情報監査役を設けている。

2 組 織

評議員会 （議決機関）

理事会 （執行機関）

組合長 —————

			事業課（事業、保険）
			職員相談室
			会計課

監 事 （監査機関）

（4名のうち2名は個人情報監査役を兼任）

各区等の事業所長 ——— 所管責任者 ——— 事務取扱者・給与取扱者

3 評議員会

評議員会は、50人の評議員をもって構成される。評議員の半数は各区長、東京二十三区清掃一部事務組合管理者、その他の団体にあつては特人厚管理者が組合員の中から推せんする者（選定評議員）を、他の半数は各職員団体が組合員の中から推せんする者（互選評議員）を特人厚管理者が選任する。評議員会は、予算の決定、決算の認定、規則の制定・改廃、福利事業の新設・廃止及び重要な改正、基金の設置及び処分等の議決を行う。

4 理事会

理事会は、12人の理事をもって構成される。理事の半数は選定評議員が互選した者を、他の半数は互選評議員が互選した者を特人厚管理者が選任する。理事会は、本互助組合の業務を掌理するとともに、評議員会の付議事項、資産の管理運用、規程の制定・改廃等の議決を行う。

5 組合長

組合長は、理事の中から特人厚管理者が任命し、本互助組合の常務を統轄し本互助組合を代表する。

6 監 事

監事の定数は4人で、理事の例により特人厚管理者が選任する。監事は、本互助組合の経営に係る事業の管理及び本互助組合の出納その他の事務の執行を監査する。

7 個人情報監査役

個人情報監査役の定数は2人で、選定評議員及び互選評議員がそれぞれ互選した者を組合長が

選任する。個人情報監査役は、特別区職員互助組合個人情報保護規程に定める個人情報の処理状況を監査する。

8 各区等と事業所

本互助組合の組合員に関する事務は、各区役所等や各区教育委員会を事業所として定め、各事業所において処理することとしている。

9 職員構成（令和2年4月1日現在）

区分	事業課	職員相談室	会計課	合計
部長	(1)			(1)
統括課長及び課長	1	[1]	(1)	11
課長補佐及び係長	2	1	(2)	3(2)
主任及び係員	10	1	(4)	11(4)
計	13(1)	2[1]	(7)	15[1](8)

[]は兼務、()は併任職員

財 政

1 概 説

本互助組合の事業運営に要する経費は、組合員の負担する組合費等でまかなわれている。組合費は、組合員が給料の1,000分の1.7を負担するものである。

本互助組合の会計は、一般会計及び保険等事業特別会計の2会計で構成されている。一般会計は、組合費、事業運営基金繰入金等を財源として、施設関係費、ライフプラン事業費、職員相談事業費などの福利事業費や広報普及費等の経費を計上している。保険等事業特別会計は、保険手数料収入を主な財源として、保険事務費や一般管理費等の経費を計上している。

2 令和2年度予算

(1) 一般会計

(単位：千円)

区 分		2 年度予算額	元年度予算額	増(△)減額	増(△)減率(%)
収 入	基本財産運用収入	6,380	6,460	△80	△ 1.2
	組合費収入	412,099	407,338	4,761	1.2
	雑収入	71,300	70,936	364	0.5
	返還金収入	10,000	10,000	0	0
	他会計からの繰入金収入	48,839	60,803	△ 11,964	△ 19.7
	基本財産取崩収入	82,110	80,252	1,858	2.3
	繰越金	21,768	13,069	8,699	66.6
	計	652,496	648,858	3,638	0.6
支 出	事業費支出	485,938	479,381	6,557	1.4
	管理費支出	148,178	151,015	△ 2,837	△ 1.9
	基本財産取得支出	16,380	16,462	△ 82	△ 0.5
	予備費支出	2,000	2,000	0	0
	計	652,496	648,858	3,638	0.6

(2) 保険等事業特別会計

(単位：千円)

区 分		2年度予算額	元年度予算額	増(△)減額	増(△)減率(%)
収 入	事業費収入	305,477	304,702	775	0.3
	雑収入	102	102	0	0.0
	繰越金	0	0	0	0.0
	計	305,579	304,804	775	0.3
支 出	事業費支出	87,525	76,804	10,721	14.0
	管理費支出	167,215	165,197	2,018	1.2
	他会計への繰入金支出	48,839	60,803	△11,964	△19.7
	予備費支出	2,000	2,000	0	0
	計	305,579	304,804	775	0.3

事 業

種 別			内 容	金 額 等
保 険 事 業	団 体 契 約 (一 年 更 新)	グループ保険	◆加入対象者 満70歳以下の組合員(準組合員)とその配偶者及び子ども ◆保障内容 加入者が死亡した場合は受取人に、加入者が高度障害状態になった場合は本人に保険金が支払われる。 ※一定の条件を満たしたグループ保険加入者は、一時払退職後終身保険に加入することができる。	●保険料:年齢・性別により異なる。 ●保険金額: 組合員:300万円～5,000万円 準組合員:300万円・500万円 ※1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、年1回、配当金を還付する。
		主契約	◆加入対象者 グループ保険に加入している組合員(準組合員)とその配偶者 ◆保障内容 三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)や余命6か月以内と診断された時などに保険金が支払われる。	●保険料:年齢・性別により異なる。 ●保険金額:200万円～500万円
		三大疾病保険 セット特約	◆加入対象者 三大疾病保険(主契約)に加入している組合員(準組合員)とその配偶者 ◆加入要件 7大疾病保障特約とがん・上皮内新生物保障特約をセットで加入 ◆保障内容 ◇7大疾病保障特約 悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中、重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患、慢性腎不全、肝硬変)の所定の状態に該当した場合に保険金が支払われる。 ◇がん・上皮内新生物保障特約 悪性新生物(がん)、上皮内新生物と診断確定された場合に保険金が支払われる。	●保険料:年齢・性別により異なる。 ●保険金額 ○7大疾病保障特約 100万円～250万円 ○がん・上皮内新生物保障特約 20万円～50万円 ※主契約の支払いが行われた場合は、セット特約も消滅する。

種 別				内 容	金 額 等
保 険 事 業	団 体 契 約 (一 年 更 新)	積立年金保険	従来型	◆加入対象者 定年退職時まで保険料の払込期間が継続して2年以上ある組合員 ◆取扱内容 積み立てた保険料を運用し、退職時にその積立金を原資として、年金・一時金・保険等のコースを選択できる。	●月払保険料: 1口1,980円・45口まで ●期末手当払保険料: 1口4,950円・100口まで
			個人年金型	◆加入対象者 従来型に加入していて、定年退職時までの保険料の払込期間が継続して10年以上ある組合員 ◆取扱内容 積み立てた保険料を運用し、退職時にその積立金を原資として、年金又は一時金を選択できる。	●月払保険料: 1口1,980円・10口まで ●期末手当払保険料: 1口4,950円・20口まで
		療養プラン		◆加入対象者 満65歳以下の組合員 ◆補償内容 病気又はケガで就業不能（入院または医師の指示による自宅療養）になった場合に、休業8日目以降について保険金が支払われる。	●保険料:年齢により異なる。 ●保険金額:月額5万円～40万円 ※保険期間経過後、無事故だった加入者に保険料の20%が返戻される。
		長期療養プラン		◆加入対象者 療養プランに加入している満64歳以下の組合員 ◆補償内容 傷病等により長期間就業不能になった場合に、最長65歳まで保険金が支払われる(免責372日)。	●保険料:年齢・性別により異なる。 ●保険金額:月額5万円～30万円(インフレ対応あり)
		入院サポート保険	主契約	◆加入対象者 満74歳以下の組合員(準組合員)とその配偶者及び満34歳以下の子ども ◆補償内容 病気やケガにより、国内外で入院した場合に、入院保険金が支給される。また、病気やケガによる手術に対し、手術の種類に応じての手術保険金が支払われる。	●保険料:年齢により異なる。 ●保険金額: 入院保険金(入院保険金日額×入院日数) 手術保険金(入院保険金日額×所定の倍率) 日額3,000円～15,000円 ●所定の倍率(5倍・20倍・40倍)
			がん補償充実特約	◆加入対象者 主契約に加入している組合員(準組合員)とその配偶者及び子ども ◆補償内容 がんと確定診断された場合に診断保険金が、入院した場合に入院保険金が、手術を受けた場合に手術の種類に応じて手術保険金が、外来治療を行った場合に外来治療保険金が支払われる。	●保険料:年齢により異なる。 ●保険金額: 診断保険金 100万円 入院保険金=入院保険金日額×入院日数 手術保険金=入院保険金日額×所定の倍率(5倍・20倍・40倍) 外来治療保険金(外来保険金日額×外来治療日数)

種 別			内 容	金 額 等
保 險 事 業	団体契約 (一年更新)	傷害保険	◆加入対象者 組合員(満70歳以下の準組合員)とその親族 ◆補償内容 ケガにより入院・手術・通院した場合または死亡・後遺障害となった場合に保険金が支払われる。 日常生活における事故等により個人が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償される個人賠償責任補償がセットになっている。	●保険料 各コース(家族ぐるみ・夫婦ペア・個人)により異なる。 どのコースにも基本型と天災特約型を設定 ●保険金額: 加入コースにより異なる。交通事故によるケガの補償額は1.5倍 個人賠償責任 1事故最高3億円
		生命保険	◆対象者 組合員 ◆内容 組合員が互助組合指定の生命保険会社と保険契約を結んだとき、毎月の保険料を給与控除する。	●一般の月掛保険料より割引される。
	団体取扱	損害保険	◆対象者 組合員(準組合員) ◆内容 組合員が互助組合指定の損害保険会社と保険契約を結んだとき、毎月の保険料を給与控除する。準組合員は自動車保険のみ団体取扱いが適用され、口座振替により保険料の年額を一括で引落す。	●自動車保険の保険料は通常より20%割引される。 年額保険料を一括払いする場合はさらに5%割引される(合計で約24%の割引)。

種 別		内 容	金 額 等
会 員 制 施 設	宿泊施設	◆利用対象者 組合員（準組合員）とその配偶者、一親等以内の親族及び被扶養者 ◆内容 本互助組合が、会員制宿泊施設の法人会員となることにより、一定数の部屋を確保し、会員料金による利用が保証されている宿泊施設	●契約施設：5社110施設 ●料金：施設によって異なる。
	スポーツ施設	◆利用対象者 組合員（準組合員） ◆内容 本互助組合が、スポーツクラブの法人会員となることにより、会員料金で利用できるスポーツ施設	●契約施設：3社103施設 ●料金：施設によって異なる。
生 活 支 援 ・ リ フ レ ッ シ ユ 事 業	住宅ローン	◆利用対象者 満20歳以上で、引き続き1年以上勤務している組合員 ◆内容 住宅の購入・建築などの資金融資を必要とするときに、本互助組合が指定する金融機関の住宅ローンが利用できる制度	●提携機関：6社 ●融資額：10万円～1億円 ※店頭金利より優遇あり ●融資期間：1年～50年
	カードローン	◆利用対象者 満20歳以上で、引き続き1年以上勤務している組合員 ◆内容 生活資金融資を必要とするときに、本互助組合が指定する銀行のカードローンが利用できる制度	●提携機関：1社 ●融資額：30万円・50万円 100万円・200万円 ●金利：変動金利型
	自動車ローン	◆利用対象者 満18歳以上で、引き続き1年以上勤務している組合員 ◆内容 自動車を購入するための資金融資を必要とするときに、本互助組合が指定する事業者の自動車ローンが利用できる制度	●提携機関：2社 ●融資額：10万円～300万円 ●金利：固定金利型／保証料込み ●返済期間：6か月～84か月
	教育・介護ローン	◆利用対象者 満18歳以上で、引き続き1年以上勤務している組合員 ◆内容 教育または介護に要する資金融資を必要とするときに、本互助組合が指定する事業者の教育・介護ローンが利用できる制度	●提携機関：1社 ●融資額：20万円～300万円 ●金利：固定金利型／保証料込み ●返済期間：6か月～84か月
	フリーローン	◆利用対象者 満20歳以上で、引き続き1年以上勤務している組合員 ◆内容 用途を問わず資金融資を必要とするときに、本互助組合が指定する事業者のフリーローンが利用できる制度	●提携機関：1社 ●融資額：10万円～100万円 ●金利：固定金利型／保証料込み ●返済期間：6か月～60か月

種 別		内 容	金 額 等
生 活 支 援 ・ リ フ レ ッ シ ュ 事 業	指 定 店	◆利用対象者 組合員（準組合員）とその家族 ◆内容 本互助組合が百貨店や専門店と契約することにより、優待条件で買い物や利用できる店舗。「通年割引」と「期間限定割引」がある。その他物品を指定した「特別割引」を実施。 ◆契約指定店数 226店	
	割引施設	◆利用対象者 組合員（準組合員）とその家族 ◆内容 本互助組合が遊園地等の施設と契約することにより、一般よりも低廉な料金で利用できる施設 ◆契約施設数 215施設	
	チケット割引	◆利用対象者 組合員（準組合員）とその家族 ◆内容 本互助組合が観劇・コンサート等取扱業者と契約することにより、「ライフアップ23」の「チケットインフォメーション」欄で紹介した公演が、一般料金より低廉な料金で鑑賞できる制度 ◆取扱業者数 57業者	
	パッケージツアー割引	◆利用対象者 組合員（準組合員）とその家族 ◆内容 本互助組合が旅行会社と契約することにより、旅行会社の主催するパッケージ旅行を割引価格で利用できる制度 ◆契約旅行会社数 12社	●割引率 国内2%～10%割引 海外2%～5%割引
	日帰り施設利用者補助	夏季・冬季 ◆利用対象者 組合員（準組合員）とその配偶者、一親等以内の親族及び被扶養者 ◆内容 本互助組合が夏季・冬季にプールやスキーリフト等の施設事業者と契約したうえで、契約料金からさらに補助金を差し引いた料金で利用できる施設	●補助金額 契約料金の1/2 相当額（上限1,200円） ●日帰り施設利用券 夏季：組合員（準組合員） 1人あたり6枚 冬季：組合員（準組合員） 1人あたり4枚
ライ フ プ ラ ン 事 業	年 齢 層 別 セ ミ ナ ー	ライフプランセミナー50 ◆参加対象者 満50歳の組合員及び前年に参加できなかった満51歳の組合員 ◆内容 50歳からの「家庭経済設計」「健康」「生きがい」をキーワードにライフプラン講義・健康管理・趣味体験・意見交換などを行う。（半日コースは、趣味体験を除く。） ◆実施予定回数 6コース全26回（1日コース24回・半日コース2回）	
		退職準備セミナー ◆参加対象者 今年度定年・勸奨退職予定の組合員とその配偶者及び次年度定年退職になる組合員とその配偶者（※前年度の参加者も参加できる） ◆内容 退職後の「家庭経済設計」「健康」「生きがい」をキーワードにした講演等を行う。 ◆実施予定回数 5回	

種 別		内 容
ライフプラン事業	介護講座	◆参加対象者 組合員（準組合員）とその家族 ◆内容 介護の知識・技術の習得を目的とした講座及びセミナー 介護講座では基本講義と車いすなどの介助実習を行い、介護セミナー及び認知症セミナーは講義形式で行う。 ◆実施予定回数 介護講座5回、介護セミナー1回、認知症セミナー1回
	目的別セミナー 経済セミナー	◆参加対象者 組合員（準組合員）とその家族 ◆内容 家庭経済設計に関する基礎的情報の提供及び資産運用や保険の基本的知識の習得を目的に行う。 ◆実施予定回数 5回
	子育て支援セミナー	◆参加対象者 組合員（準組合員）とその家族 ◆内容 子どもを持つ人が直面する子育ての諸問題について考えるヒントを提供する。 ◆実施予定回数 2回
	自己啓発支援	◆対象者 組合員 ◆内容 組合員の自己啓発を支援するための事業を実施する。 ※参考図書購入支援及びカルチャースクールとの提携を実施
職員相談事業	職員相談	◆利用対象者 組合員（準組合員）とその家族 ◆内容 職員の生活の安定と明るく職場で勤務ができるよう援助することを目的とした特別区人事・厚生事務組合からの受託事業(昭和50年6月特別区職員相談室開設。平成9年4月から受託開始) (1) 相談種別・相談内容 ア 一般相談〔職場内外の人間関係や仕事上の悩み等の相談〕 イ 法律相談〔弁護士による相続、贈与、離婚等の法律相談〕 ウ 精神保健相談〔精神科医師によるこころの医療相談〕 エ 心理相談〔臨床心理士によるこころのケアの相談〕 オ ライフプラン相談〔生涯生活設計、保険等の相談〕 (2) 相談時間等 月～金曜日・毎月第1土曜日の9時～17時、水曜日18時～20時 (3) 相談方法 来室相談(予約制) ※一般相談のみ電話での相談も行っている。 (4) 相談員 弁護士、精神科医師、臨床心理士、職場経験者、ファイナンシャルプランナー

種	別	内 容
職員 相 談 事 業	ダイヤル 健康相談	◆利用対象者 組合員（準組合員）とその家族 ◆内容 (1)24時間健康相談サービス（電話・Eメール） 健康、育児、医療、メンタルヘルス、介護、医療機関の情報提供等の相談に、医師、保健師、看護師、心理カウンセラー等の相談スタッフが電話またはW e b でアドバイスする。 【受付時間】24時間・年中無休 (2)ベストドクターズ・サービス 相談者に最適と思われる優秀な専門医を紹介し、安心して治療・セカンドオピニオンを受けられるようにサポートする。 【受付時間】10時～21時（日・祝日・12/29～1/4は除く） (3)健康ポータルサイト W e b による健康ポータルサイト「ファミリー・ケア・ネットワーク」というサイトを開設し、充実した健康情報でいつでも健康上の悩みの解消に役立つサービスを提供する。
	結婚相談	◆利用対象者 組合員（準組合員）とその家族 ◆内容 結婚を希望する組合員等に対し、良きパートナーを紹介し、新たな家庭を築く支援を目的とする。 (1) 相談時間 毎週水曜日と毎月第2土曜日の10時～16時 (2) 相談方法 登録制（登録期間2年） 登録後、カウンセラーと面談及び電話で相談、紹介

令和元年度 事業実績

事業名				27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
セミナー	(参加人数)							
	セミナー50			1,080	1,088	988	1,058	994
	退職準備セミナー			4,156	3,972	3,847	4,109	4,264
	介護講座			214	269	281	285	313
	経済セミナー			451	529	466	607	474
	子育て支援セミナー			51	55	83	79	86
	ライフプランセミナー40's(試行)			-	-	56	41	-
給付金	遺族支援金			-	-	-	-	-
	遺児育英給付金			52	40	32	21	16
ローンあっせん	住宅ローン			132	117	217	69	51
	カードローン			95	82	103	62	63
	自動車ローン			140	166	144	158	143
	教育・介護ローン			63	53	56	43	46
	フリーローン							11
施設関係	日帰り施設	夏季	施設数	18	19	19	19	19
			利用人数	49,035	42,978	45,055	41,539	37,124
		冬季	施設数	21	21	20	20	18
			利用人数	32,279	31,199	32,925	29,475	19,840
		東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム		利用人数	-	23,462	24,488	23,263
	会員制施設	宿泊施設	契約法人	5	5	5	5	5
			利用人数	24,200	24,531	23,989	23,324	22,473
		スポーツ施設	契約法人	4	4	3	3	3
			利用人数	67,972	67,816	55,021	52,622	44,431

注 1) 給付金事業は、事業の見直し・整理により、平成 18 年度で終了したが、遺児育英給付金については本互助組合が引き続き残務整理を行っている。

注 2) ライフプランセミナー40's(平成 29 年度及び平成 30 年度試行実施)は、参加率が低いため、本格実施とはしなかった。

注 3) 東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラムは、利用補助券の仕様変更に伴い、組合員の利用状況が確認できなくなるため、平成 30 年度末をもって終了とした。

注 4) フリーローン及び介護ローン(教育・介護ローンとして)を令和元年度より実施した。

令和元年度 職員相談件数実績

(単位：件)

区 分		来室相談	電話相談	計	構成比(%)	主な相談内容
職場内問題	人事給与	40	162	202	2.70.2	異動、転職、昇任昇格、退職給料、手当
	人間関係	10	16	26	3.5	上司、部下、同僚等との人間関係
	福利厚生	0	3	3	0.4	年金、公務災害
	勤務条件	2	24	26	3.5	服務、休暇、休職
	職務	6	19	25	3.4	仕事上の悩み、部下の育成
	その他	1	14	15	2.0	
	小 計	23	95	117	15.9	
職場外問題	法律	238	2	240	32.7	相続、贈与、土地・家屋、債権、債務、離婚、扶養・養育、契約等
	精神保健	13	0	13	1.7	投薬、治療、ストレス等
	健康・医療	212	2	214	29.2	メンタルヘルス、健康管理等
	人間関係	8	23	31	4.2	夫婦、親子、兄弟姉妹、友人、隣人等との人間関係
	住宅	1	2	3	0.4	住宅の購入、資金づくり等
	経 済	0	4	4	0.5	多重債務、税金、家計等
	育児・教育	0	3	3	0.4	育児、教育、不登校、非行等
	就職・結婚	4	0	4	0.5	就職、結婚等
	ライフプラン	78	0	78	10.6	生活設計、保険の見直し等
	その他	0	25	25	3.4	
	小 計	554	61	615	84.0	
合 計		577	155	732	100.0	

※構成比は単位未満を四捨五入しているため合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

令和元年度 ダイアル健康相談実績

(単位：件)

区 分		電話	Eメール	計	構成比(%)
24時間健康相談サービス	病気・ケガ等の治療	1,998	19	2,017	56.5
	検査・健康診断・予防接種	150	0	150	4.2
	薬	66	0	66	1.8
	育児・しつけ・母子健康	32	1	33	0.9
	栄養・食事・健康保持増進	54	0	54	1.5
	介護	16	0	16	0.4
	メンタルヘルス	650	15	665	18.6
	医療機関	427	14	441	12.4
	その他	10	0	10	0.3
	小 計	3,403	49	3,452	96.7
ベストドクターズ・サービス(医師・病院紹介)		118	—	118	3.3
合 計		3,521	49	3,570	100.0

※構成比は単位未満を四捨五入しているため合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

令和元年度 結婚相談事業実績

来談者数	見合い	成約	登録者(年度末現在)
1,015 人	260 組	7 件	420 人(男性 213 人、女性 207 人)